

令和7年度 茨城県北地域おこし協力隊【起業・複業型】(KENPOKU PROJECT E) 募集要項

1 概要・目的

茨城県では、県北地域（※）において、首都圏等を中心とした地域外からの新しい視点で、県北地域の地域資源の活用や地域課題の解決につながるビジネス等を行い、その成果を地域に広く波及させることができる人材を茨城県北地域おこし協力隊【起業・複業型】(KENPOKU PROJECT E)（以下「協力隊」という。）として誘致し、事業活動による地域経済の発展や雇用の創出を目指しています。

※ 県北地域：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町の6市町

2 取り組んでいただきたい内容

県北地域において、地域資源の活用や地域課題の解決につながる事業を起こし、3年を目途に持続可能なビジネスを創り上げること。

又は、既存の事業やスキル等を活用し、地域資源の活用や地域課題の解決に寄与する事業を行うこと。

3 求める人物像

- (1) ビジネスに対する明確なビジョンを持ち、自発的・計画的に行動できる方
- (2) 法令や社会規範を遵守し、地域に溶け込み誠実に活動を行うことができる方
- (3) 協力隊の委嘱期間終了後も、県北地域を拠点に持続可能なビジネスを実践できる方
- (4) 協力隊の委嘱期間終了後も、県北地域に定住する意思のある方

4 県北地域の地域課題の解決や地域資源の活用につながるビジネス

- (1) 県北地域の地域課題や地域資源

県北地域の地域課題や地域資源については、別表を参考にしてください。

- (2) 特に取り組むべき地域課題解決に向けた事業

特に、以下に掲げる地域課題解決にむけたビジネスにチャレンジする人材を求めています。

①雇用の創出につながるビジネス

県北地域は高齢化が進行しており、将来人口の大幅な減少が見込まれています。このため、地域の特性を活かした産業を活性化させ、若者にとって魅力ある働く場を確保することが求められています。

②アウトドアアクティビティ振興につながるビジネス

茨城県はキャンプ場の数が日本で最も多く（2018年スポーツ庁調査）、とりわけ県北地域は海、川、山が揃い多くのキャンプ場が立地している一方、アウトドアコンテンツや運営する人材が不足している現状にあります。

③女性活躍推進につながるビジネス

県北地域は人口減少が続き、とりわけ20代の女性の域外への流出が深刻な状況です。

「希望する企業がない」との声も多く、若い女性が働きたいと思える雇用の場を創出することが求められています。

④「食」を活かしたビジネス

県北地域には海や山など豊かな自然を背景に多様な農林水産物が収穫されます。こうした農林水産物の地産地消や、あるいは地域外への展開など、県北地域の「食」資源を生かしたビジネスの推進が求められています。

5 募集要件

「3 求める人物像」に合致し、次の要件をすべて満たす方

- (1) 以下の要件1～3のいずれかに該当する方。詳細は、「地域おこし協力隊推進要綱（令和4年3月16日（総行応第64号）一部改正）」及び「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」に拠ります。

	要件1	要件2
	以下の転出地から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させる方	
転出地	① 3大都市圏内の都市地域 ② 政令指定都市（条件不利地域の政令指定都市の場合は、条件不利区域以外の区域に限る。） ③ 3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	① 3大都市圏外の都市地域（政令指定都市を除く） ② 3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域
転入地	県北地域（全域）	県北地域のうち、全部条件不利地域、条件不利区域

3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

都市地域：次の「条件不利地域」に該当しない市町村

条件不利地域：次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、

③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

全部条件不利地域：過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村

一部条件不利地域：全部条件不利地域以外の市町村

条件不利区域：一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域

要件3 以下の①から③のいずれかに該当し、県北地域（全域）に転入される方

①協力隊経験者（一定期間（2年以上）隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の方）

②JETプログラム終了者（一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方）

③海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(2) インターネット（ホームページ・SNS等）を活用した情報発信ができる方

(3) 次の①から③のいずれにも該当しない方

① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

② 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

③ その他暴力団事務所に出入りするなど①②のいずれかに準ずる者

6 身分及び委嘱期間等

(1) 身分

「2 取り組んでいただきたい内容」を実施する協力隊隊員として、茨城県知事が委嘱します。茨城県との雇用・任用関係はありません。

(2) 委嘱期間等

① 委嘱の開始日

採用後の委嘱の開始日については、住居移転の手続き等を考慮し、相談の上決定します。

なお、委嘱期間は、委嘱の開始日から当該委嘱の開始日の属する年度の末日までとします。

また、委嘱の開始日までに県北地域に住民票を異動できない事情が発生した場合は、委嘱内定の取消、または報償・活動経費を減額する場合がありますのでご了承ください。

② 委嘱期間の延長

委嘱期間は、最初の委嘱の開始日から通算して3年まで延長することができます。

なお、委嘱期間を延長するに際しては、隊員の活動等を評価し、延長の可否を判断するための審査会を実施します。3年間の隊員としての委嘱をあらかじめ確約するものではないことをご了承ください。

③ その他

毎年度の県の予算状況等によっては、事業内容等を変更する場合があります。

7 活動日数及び時間

原則として、1週間の活動日数は5日間、1日当たり概ね7時間45分の活動を基本としますが、事業計画に応じて、応募時に1週間の活動日数を減じて設定することが可能です。

また、同一週における活動日数に過不足を生じる場合には、ほかの週との振替により調整できるものとします。

8 待遇等

(1) 支給する費用

ア 報償	月額 291,600 円（週 5 日間活動の場合） ※ 1 週間の活動日数を変更している場合は 月額 58,320 円 × 1 週間の活動日数 ※ 毎月の活動状況を確認の上支給します。
イ 活動経費	実費（上限額 166,600 円 × 活動月数（年額）） ※ 県と隊員間で活動に係る業務委託契約を締結していただきます。 【活動経費として対象となるもの】 ① 任期中の住居に係る家賃 ② 事業に係る自動車の燃料費・レンタカー費 ③ 事業に係る損害保険・賠償保険料 （ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は、自己負担） ④ その他対象となる活動経費（例） ・ 消耗品、消耗機材、書籍、材料等に要する経費 ・ 研修受講に要する経費 ・ 申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料 ・ 活動拠点の整備に要する経費 【活動経費の対象とならないもの（例）】 ○ 事業収入を伴う経費 ○ 土地、建物の購入費 ○ 高額な物品購入費 ○ 個人の資産となる経費

(2) 活動のサポート

① コーディネーターによるサポート

担当コーディネーターが、ビジネスプランの実現に向けた進捗状況を把握するとともに、必要な指導助言を行います。

② ネットワークを構築する場の提供

隊員、隊員経験者、地域の起業家等が広く参加し、起業や新規ビジネスに係る情報収集や情報交換を行い、ネットワークを構築する場を提供します。

また、隊員がビジネスを展開する上で必要な行政機関や地域のキーパーソン、顧客、起業家、投資家、経営者、隊員経験者など、ビジネスに必要なネットワークづくりのサポートをします。

9 応募方法

(1) 受付期間

随時受付（応募状況により受付終了となる場合があります）

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	提出方法
①応募用紙（別紙様式） ※応募用紙に書ききれない事項は、別途資料（様式任意）を提出してください。 ※応募用紙は以下の URL からダウンロード https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kenpokusinkou/chiiki/project_e/bosyu.html ※応募用紙の基本事項について、虚偽の記載があった場合には、委嘱の内定を取り消す場合があります。 ②住民票（抄本）の写し	①②について、pdf 形式にて kenpokusinkou2@pref.ibaraki.lg.jp あてにメールで送信し、送信後、確認のため、「11 お問い合わせ」の連絡先までご連絡ください。（開庁日・開庁時間外で応答がない場合は翌開庁日の朝に再度お電話ください） ※第一次選考合格者については、第二次選考当日までに②の原本を郵送、又は持参してください。 郵送あて先： 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 茨城県政策企画部県北振興局 振興担当

10 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

ア 提出書類をもとに書類審査を行います。

イ 第一次選考の審査項目は以下のとおりです。

事業関係	地域への貢献	地域課題の解決に貢献する事業が記載されているか
	事業目標や実現に向けた計画	実現可能な事業計画が記載されているか
		地域の実情を考慮した現実的な収支計画が示されているか

ウ 応募用紙に必要な記入がない場合は、不合格とさせていただきます。

エ 選考結果については、応募用紙記載のメールあてに通知します。合格者には、あわせて第二次選考の日時等の詳細をお知らせします。

(2) 第二次選考（面接）

ア 第一次選考合格者を対象に、茨城県が指定する日時及び場所において面接審査を行います。

イ 選考に係る評価項目は以下のとおりです。

人物一般	コミュニケーション能力	相手の意図を理解し、適切にコミュニケーションできるか
	社会性	地域の一員として協調してやっていけるか
事業関係	地域への貢献	地域課題の解決に貢献する事業となっているか
	事業目標や実現に向けた計画	実現可能な事業計画となっているか

	けた計画	地域の実情を考慮した現実的な収支計画となっているか
	事業への意欲	意欲をもって課題にあたり事業へ繋げられるか
	事業への能力・適性	事業に対する経験や知識を有して安定感をもって起業へ繋げられるか

ウ 選考結果については、応募用紙記載のメールあてに通知します。

(3) 留意事項

ア 応募にかかる経費（書類郵送費、交通費等）はすべて応募者の負担となります。

イ 選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

11 お問い合わせ

茨城県政策企画部県北振興局 振興担当

TEL : 029-301-2715

Email : kenpokusinkou2@pref.ibaraki.lg.jp

12 その他参考

- 県北地域における地域課題・地域資源例・・・別表1・2
- 県北地域の6市町のホームページ
 - ・日立市 <https://www.city.hitachi.lg.jp/>
 - ・常陸太田市 <https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>
 - ・高萩市 <https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/>
 - ・北茨城市 <https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>
 - ・常陸大宮市 <https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>
 - ・大子町 <https://www.town.daigo.ibaraki.jp/>
- 茨城県北地域おこし協力隊設置要項 ほか関係規定
https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kenpokusinkou/chiiki/project_e/project.html
- 現隊員の活動状況
https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kenpokusinkou/chiiki/project_e/20220301_membre.html